

「鹿角市建設工事最低制限価格制度実施要綱」及び「鹿角市低入札価格調査制度運用要領」
の改正概要

1. 改正内容

(1) 低入札価格調査の基準価格等の見直し

(最低制限価格制度実施要綱第3条第2項 低入札価格調査制度運用要領第2条第1項)
一般管理費等「10分の5.5」を「10分の6.8」に引き上げる。

(2) 最低制限価格の設定方法の変更

(最低制限価格制度実施要綱第3条)

予定価格の算出の基礎となった費用に定められた割合を乗じて得た額の合計額(※1参照)
に、0.99001から1.00998までの範囲内において無作為に抽出する係数を乗じ
て得た額(千円未満切捨て)を最低制限価格とする。

【※1 (1)~(4)の合計額】

(1) 直接工事費	10分の9.7	×係数(0.99001~1.00998) =	最低制限価格 (千円未満切捨て)
(2) 共通仮設費	10分の9		
(3) 現場管理費	10分の9		
(4) 一般管理費等	10分の6.8		

2. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。